

特定非営利型法人（NPO法人）加入に関する細則

1. 目的

本会定款第3条に鑑み、社会福祉事業の多様化に伴う社会福祉法第2条に規定する「第2種社会福祉事業」を実施する民間社会福祉事業従事者の福祉の増進を図るために、特定非営利型法人（NPO法人）加入の詳細を規定することを目的とする。

2. 加入対象

本会業務運営規程第3条第3号に基づき、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施し、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の要件に合致している法人を加入対象とする。

3. 提出書類（「新設法人」・「既設法人」とも）

定款

4. 加入に関する審査

通常の加入に関する書類と提出された書類により加入を認めていく

5. 加入に関するPR（加入促進）

- ・ 加入対象と思われる法人へ、岐阜県共済会共済制度紹介のパンフレット送付
- ・ 希望法人に対する訪問説明
- ・ 本会ホームページでの紹介

6. 開始年月日

2021年（令和3年）4月1日から適用する